常務理事事	務長 課	長	課長補佐	担当者		

健康保険 任意継続被保険者 資格喪失 申出書

下記の①または②の資格喪失事由により、任意継続被保険者の資格を喪失するための申出書です。

(①、②以外の理由では、この申出書を提出することはできません。)

被	被保険者証	記号	9280	番号						
保険者は	氏 名	(フリガナ	H)			生年月日	昭和 平成	年	月	日
報	住所	〒 -	_		都 · 道 府 · 県					
	IT M					電話番号 (日中の連絡先)		()	

▷ 該当する資格喪失事由に 🗸 を付け、該当項目をご記入ください。

資格喪失事由		□ ① 健康保険(ま	たは船員の	呆険)	の被保	険者資格を取得したため				
		再取得後の健康保険の 被保険者証の記号番号								
		適用事業所の名称								
		資格取得年月日	令和	年	月	日				
		□ ② 任意継続被保険者でなくなることを希望するため								

【添付書類と留意事項】

喪失事由	添付書類	留意事項
①の方	● 任意継続被保険者の被保険者証(被扶養者分を含む)*高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せてご提出ください。● 新たに取得した被保険者証のコピー	○ 資格喪失年月日は、新たに取得した被保 険者証の資格取得年月日となります。○ 保険料は、資格喪失月の前月分までとなります。
②の方	● 任意継続被保険者の被保険者証(被扶養者分を含む) 【注:被保険者証等の添付について】 申出月の月末までは被保険者証を使用することできま すので、この申出書に被保険者証は添付せず、申出月 の翌月1日以降に業務部あて送付してください。 (高齢受給者証なども同様となります。)	 ○ 資格喪失年月日は、この申出書を当組合が受理した日の属する月の翌月1日となります。 ○ 保険料は、この申出書を当組合が受理した日の属する月分までかかります。 ○ 申出後にこの資格喪失を取り消すことはできません。 ○ 資格喪失後、「資格喪失通知書」を発行しますので、国民健康保険等に加入する際に使用してください。

注:資格取得月に資格喪失となった場合は、資格喪失月の保険料はかかります。

※健康保険組合記入欄

資格喪失日	令和		年		月	E	1
保険料還付			有		無		
還付期間	令和	年	月	~	令和	年	月